

【第3号議案】

令和7年度新発田市生活交通改善事業計画（案）について

1 制度の概要

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）は、国の「地域公共交通確保維持改善事業」を活用し、高齢者、障がい者など誰もが利用しやすい公共交通環境を整備する計画である。国庫補助金を活用して事業を行う際、本計画を作成し、協議会を経て国に提出する必要がある。

2 令和7年度新発田市生活交通改善事業計画（案）の概要

- ・事業内容 ユニバーサルデザインタクシー車両（1台）の導入
（老朽化した通常タクシー車両をユニバーサルデザインタクシー車両に入替）
- ・実施事業者 株式会社下越タクシー
- ・事業費 3,498千円（うち国庫補助金600千円、県補助金400千円）

3 目標及び効果

- ・市内の一般乗用旅客運送事業者（3事業者）の所有する福祉車両数

	現状	目標
リフト付きタクシー車両	4台	4台
ユニバーサルデザインタクシー車両	6台	7台

- ・新たにユニバーサルデザインタクシー車両を導入することで高齢者や障がい者等の移動の円滑化が図られる。

【第3号議案】

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和7年6月 日

（名称）新発田市地域公共交通活性化協議会

（代表者名）会長 伊藤 純 一

1. 生活交通改善事業計画の名称
令和7年度 新発田市生活交通改善事業計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
<p>高齢者や障がい者、学生等の交通弱者の移動手段として公共交通の必要性が高まる中、バリアフリー車両の導入促進等により、高齢者や障がい者なども含めた誰もが快適に利用できる環境の整備が課題となっている。</p> <p>新発田市では、ドア・ツー・ドアの運行サービスによって行き先や時間など個別需要に応じる交通手段としての役割をタクシーが担っていることから、タクシー事業者等（一般乗用旅客運送事業者等）が上記課題に積極的に対応していく必要がある。</p> <p>また、タクシー事業者等で構成する新発田市A地区準特定地域協議会が作成した「新発田市A地区準特定地域計画」では、事業者が実施する活性化事業として「福祉車両の導入促進」が定められており、当該事業の円滑な実施や協力が求められている。</p> <p>このようなことから、バリアフリー化設備等整備事業によって福祉車両の確保を図るため、新発田市地域公共交通活性化協議会が本計画を策定し、タクシー事業者等による車両導入を支援する。</p>
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（1）事業の目標
<p>令和7年4月現在において、新発田市内の一般乗用旅客運送事業者（3事業者）が所有するリフト付きタクシー車両は4台、ユニバーサルデザインタクシー車両は6台となっている。「新発田市A地区準特定地域計画」によると、地域のタクシー事業を取り巻く現状を踏まえ、タクシー事業者による福祉タクシーの導入の拡充、推進を目標としている。</p> <p>令和7年度では、実施事業者の老朽化した通常タクシー車両からユニバーサルデザインタクシー車両への入替意向（1事業者、1台）を踏まえ、ユニバーサルデザインタクシー車両を1台増の7台とする。</p>
（2）事業の効果
<p>新たにユニバーサルデザインタクシー車両を導入することで高齢者や障がい者等の移動の円滑化が図られる。</p>
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
（内容）
<p>・ユニバーサルデザインタクシー車両の導入（1台）：株式会社 下越タクシー</p>
<p>（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）</p> <p>株式会社 下越タクシー：身体・知的・精神 各1割引</p>
<p>（実施事業者（補助対象事業者）における特定地域での減休車の状況について）※特定地域外の事業者及び福祉限定事業者は記載不要</p> <p>該当なし</p>

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉該当なし
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉該当なし
〈バスターミナルに係る事業〉該当なし

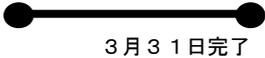
5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和7年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ユニバーサル デザインタク シー車両の導 入	3,498 千円	600 千円	400 千円	千円	2,498 千円
	100%	17.2%	11.4%	%	71.4%
合 計	3,498 千円	600 千円	400 千円	千円	2,498 千円
	100%	17.2%	11.4%	%	71.4%

※総事業費については見込み額を記載。
 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。
 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和7年度				令和8年度				令和9年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
ユニバーサルデザ インタクシー車両 の導入	1台 交付決定日以降着手  3月31日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論

令和7年6月24日 生活交通改善計画の協議を行う（予定）。

8. 利用者等の意見の反映

協議会の構成委員には、地域公共交通の利用者として地域住民で構成される新発田市自治会連合会、川東地区自治連合会及び運行地区代表者から委員が加わっており、協議会での協議を反映して計画を策定している。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	新潟県新発田地域振興局企画振興部
関係市区町村	新発田市
交通事業者・交通施設管理者等	新潟交通観光バス(株)、(公社)新潟県バス協会、新発田市ハイヤー・タクシー協会、東日本旅客鉄道(株)新潟支社、NPO 法人七葉、北陸地方整備局新潟国道事務所、新潟県新発田地域振興局地域整備部、新発田市維持管理課、新発田警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局、北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	新潟県連合会下越地域協議会、新発田商工会議所、新発田市自治会連合会、川東地区自治連合会、運行地区代表者

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県新発田市中心部3-3-3

(所 属) 新発田市 市民まちづくり支援課

(氏 名) 田中 俊介

(電 話) 0254-28-9644 (室直通)

(e-mail) kotsu@city.shibata.lg.jp